



## 指定管理者制度への移行 ~ プランの実践パート16 ~

町有施設を民間事業者等が管理運営できる指定管理者制度の活用を進めておりますが、今月号では「指定管理者制度への移行」と「自治会移行の調整項目」についてお知らせします。

平成15年6月に地方自治法が改正され、株式会社を含めた民間事業者等でも町有施設の管理運営ができる指定管理者制度が創設されました。町では民間事業者の発想力や指導力等を積極的に活用し住民サービスの向上や管理経費の節減、新たな雇用創出を図るため、町有施設の指定管理者への移行を検討してきましたが、平成20年4月から一部の町有施設について移行することを考えています。

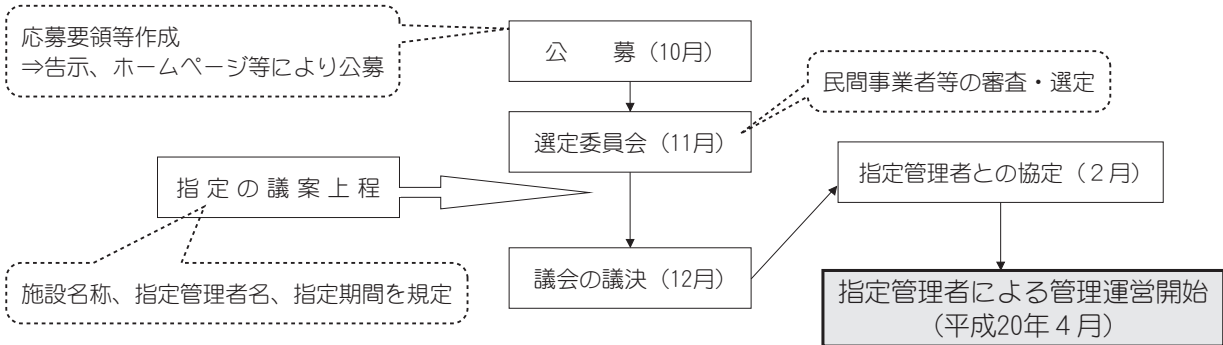
### 指定管理者制度の移行施設の条例を改正

9月19日・20日の第3回町議会定例会で、和寒町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者が管理運営できるよう下記施設設置条例の条文が改正されました。

① 介護保険施設	③ 社会体育等施設
特別養護老人ホーム芳生苑 短期入所サービスセンター芳生苑 老人デイサービスセンター健楽苑	総合体育館、農村環境改善センター 総合運動公園屋外体育施設 【運動広場、テニスコート、町営球場、パークゴルフ場（運動広場・三笠山自然公園コース）】 青少年会館、グートボール場、B & G海洋センター、スキー場、研修館楡、片栗庵の9施設
② 公園施設	
三笠山自然公園	

### 平成20年4月に向けた指定管理者制度の移行スケジュール

今後、各施設の募集要項や仕様書等、募集期間を定めます。募集は、公募又は公募によらない方法があり、各施設にあった募集方法を決定します。募集期間終了後、応募した民間事業者等の事業計画書等の審査を行い、12月町議会定例会で指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者を決定します。



### 指定管理者に移行したらどう変わるの？

- 問 1** 指定管理者になったら施設の利用料金は上がりますか。  
 答) 利用料金は町の条例で限度額が定められますので、現在の利用料金より高くなることはありません。
- 問 2** 指定導入の効果はどんなことが考えられますか。  
 答) 民間事業者等の経営手法を活用することで、効率的な施設運営が可能となり、行財政の効率化が期待されます。また新規雇用が創出されることで地域の雇用増にもつながります。
- 問 3** 公募はどのような方法で行うのですか。  
 答) 募集期間や募集要項等を掲示板、ホームページなどの方法でお知らせし、関係書類を担当課に提出していただきます。



# 行政区から自治会へ 移行事務の調整項目

平成20年4月の自治会移行に向け、現在各ブロックで行政区の代表者による準備委員会等を立ち上げて、町が示した次の調整事項を参考に課題・問題点の解消や自治会費・事業等の調整を行っています。ブロック内の皆さんの総意と工夫で、その地域にあった自治会組織に移行できるよう町民の皆さんのご協力をお願いします。

## ① 自治会名の決定

自治会組織の名称は、地域内で相談し決定します。名称は、漢字又はひらがなで統一します。

## ② 自治会館の決定

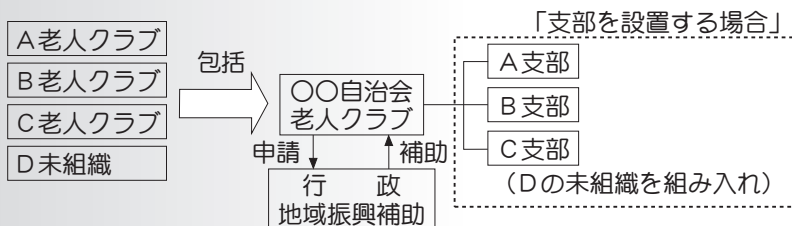
- ・地域活動の拠点として維持管理費の一部を自治会交付金として交付します。
- ・統合によって会館数が2箇所以上になった場合は、1箇所を指定します。使用しない会館は、解体するか地域のブロック又は班の集会所として有効活用するかは自治会内で検討していただきます。
- ・統合により、不要になった集会所の解体に要する費用の一部助成を予定しています。
- ・集会所を持たない自治会は、公民館や町民センターなどの公共施設1箇所を利用します。

## ③ 納税組合の一本化

自治会の活動として取り組んでいただき、納税報奨金は自治会交付金として交付します。交付基準は収納率の向上を図れる内容を検討しています。

## ④ 老人クラブの包括

老人クラブは、自治会活動に包括し1自治会1老人クラブとします。また、各地区の老人クラブを統合し各支部を設置することも可能です。



## ⑤ 敬老会の開催

自治会毎での実施を奨励するため自治会交付金として交付し、自治会が共同で実施することも可能です。

## ⑥ 公民館分館活動

公民館分館活動は本館活動に一本化し、自治会の自主活動として、その活動費用は町からの地域振興補助金で交付します。



## ⑦ 単位子ども会の統一

単位子ども会を統一し、活動内容の調整を図ります。

## ⑧ 地神の維持管理

今までどおり旧行政区か農事組合又は自治会で維持管理するかを地域内で相談していただきます。

## ⑨ 旧行政区単独事業の統一及び調整

地区のお祭りや盆踊りなどの統一を図り、開催場所を年毎又は行事毎に変えるなど一方の地域に偏らないよう調整を図ります。

## ⑩ 自治会規約の制定

新たに規約を制定し、会費・役員体制・役員手当など自治会の規模などを考慮して定めます。

## ⑪ 会計年度の調整

会計年度を1月から12月としている行政区は、平成20年1月から3月までの3ヶ月間の予算措置が必要です。

## ⑫ 旧行政区の繰越金の処理

行政区からブロック又は班に移行した場合は、自治会の会計とは別にブロック又は班の単独事業として使用するか自治会に引き継ぐなどで処理するよう調整が必要です。

来月号も  
自治会移行についてお知らせします